

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回あたり5,000円以上とし、口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。
この場合、必ずこの通帳をお持ちください。

2. (積立方法)

- (1) この預金の預入れは、あらかじめ1年以上2年以内で指定した日（以下「おまとめ日」といいます。）を定め、預入れの都度、当該おまとめ日を満期日とする定期預金（以下「個別定期預金」といいます。）としてお預かりします。
- (2) 個別定期預金はおまとめ日に次のとおり取扱います。
個別定期預金の元利金の合計額をもって、おまとめ日を預入日、あらかじめ指定を受けた1年又は2年の応当日を第2回満期日とし、1口の自動継続定期預金（以下「おまとめ定期預金」といいます。）に継続します。この場合、おまとめ定期預金と個別定期預金の預入れ期間は同一とします。次回以降も同様とし、後記3.(1)②および3.(2)の方法により取扱います。

3. (預金の種類、預入日、継続方法等)

- (1) 預入れは、預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間において次のとおり取扱います。
 - ① 預入れのつど次の各別の定期預金とします。
 - A 預入日から満期日の期間が1年以上2年1か月未満の場合
……………満期日までの期間指定定期預金
 - B 預入日から満期日の期間が1年未満の場合
……………1か月、3か月、6か月の自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」といいます。）または満期日までの期日指定方式のスーパー定期
 - ② 個別定期預金は、預入日以降最初に到来するおまとめ日までの期間が1か月未満となる場合には、次回おまとめ日を満期日とします。
- (2) この預金のうち満期日が同一の個別定期預金およびおまとめ定期預金は、すべておまとめ日にその元利金をとりまとめ、次回おまとめ日を満期日とする1口の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) 2.(2)および3.(2)による取扱いについては、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要なものとして取扱うものとします。
- (4) 個別定期預金およびおまとめ定期預金について、おまとめ停止の申出があった場合には、満期日以降にこれらの定期預金を利息とともに支払います。この場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間について次のとおり計算、満期日に支払います。
 - ① 期日指定定期預金の利息は、預入日（または継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - A 預入日（または継続日）から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
……………預入日（または継続日）の「2年未満」の預金利率
 - B 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年以上の場合
……………預入日（または継続日）の「2年以上」の預金利率
 - ② スーパー定期の利息は、預入金額ごとに預入日から満期日の前日までの日数について、預入日における当行所定のスーパー定期の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以降にこの預金とともに支払いますが、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を積立型定期預金共通規定第5条第1項により解約する場合および積立型定期預金共通規定第5条第3項、第4項、第6項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約の前日までの日数について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
 - ② 預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- (4) 利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定により取扱います。

以上

(2020年4月改定)